

第2回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日(木) 午後2時00分から午後3時00分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 職員会館3階 第5会議室
3. 出席委員(8名)

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
4. 欠席委員(1名)

9番委員	池端	祥久
------	----	----
5. 議事日程

審議事項
議案第1号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
報告事項
報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について
報告第3号 非農地証明について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	堀江	陽子
職 員	福浦	忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第2回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、4番委員、5番委員をお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは議事に入りたいと思います。

議案第1号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、15件の申請がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 1番は、規模拡大による貸借のもので、非担い手から認定農業者への耕作のため農地集積となる案件でございます。

 2番から8番までは全て法人〇〇の期間満了による更新案件でございます。

 9番は、〇〇さんが離農により中間管理事業で貸借をされるものでございます。同様に13番も、〇〇さんが借り受けられていた農地でしたので、こちらも中間管理事業を利用されるものでございます。

 これまでの貸借解約が出ておりますので4ページをご覧ください。

 利用権の終了報告となっているところでございます。

 戻りまして、10番から12番までは隣接する農地で、中間管理事業を使い新規に農業参入される〇〇による貸借案件でございます。

 新規参入のため、営農計画書を作成いただいております、別紙の「資料1」になります。ハウス施設によるネギとキクラゲを栽培予定でございます。

 新規参入による土地取得を希望されておりましたが、過去の新規参入からの撤退が半数近くに及ぶことから、まずは貸借で実績をみたところで土地取得の決断

をご案内したところ、ご理解いただき本申請となったところでございます。このため、貸借期間は、短いものとなっております。

14番は、期間満了による更新案件でございます。

15番は、離農された〇〇さんの祖母所有農地を売買事業利用による案件でございます。

いずれも許可基準を満たしていると思われまます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 事務局からの説明が終わりました。
皆さんから何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

5番委員 新規法人の案件ですが、短い貸借の後は貸借の更新でしょうか。それとも売買となるのでしょうか。

事務局 この件では、土地所有者は早期に売買したいとの思いがあるように聞いております。しかし、新規参入の法人に土地取得を認めるのかの判断は、委員の皆さまにとっても難しい判断になろうかと思われまます。

そのため、このことについては、会長と前会長代理に相談し協議してきたところです。その結果、専業での新規参入者の撤退が少なくとも半数近くに及ぶ中では、貸借で勧めた方が参入者にとっても良いのではないかと対応を行ったところでございます。

今回の貸借成立後の契約終了間際には、取得相談があるものと考えているところでございます。

議長 農業委員会の審議は、一番に農業の継続性にあると思ひまます。そういう意味では、全く初めての農業参入であれば貸借でまずやってみてからということではないかと思ひまます。

4番委員 キクラゲ栽培とのことですが、経験はあられるのでしょうか。

事務局 新規でと聞いており、経験があるのかは聞いておりません。

議長 菌床を買ってもらえれば全量買い取りを行ってくれるということなので、それが良いか悪いかは考え方だと思ひまますが、販売先は確保できているようです。

4番委員 営農計画書では利益率が低いですね。

議長 今までの新規参入の利益率からいうと極端に低い方だと思ひまます。どちらかというとき大きめに記載されることが多い傾向ですが、それだけ数字としては現実的

な実態を示しているのではないかと思います。

4 番委員 分かりました。

議長 農福連携を考えてとのことなので、これが本当に経営的にうまくいくのであれば、過去、多くの農福連携が続かなかったことからモデルケースになるのではないかと希望するところです。
他にございませんか。

5 番委員 ○○さんの離農では、これで全部になるのでしょうか。

事務局 はい。総会資料の中に耕作面積が表示されておりますが、1反未満が自作地として残るだけでございます。

5 番委員 分かりました。

会長 他にございませんか。
(発言者なし)

無いようですので採決に入りますが、経営基盤強促進法については、一括採決とさせていただいておりましたが、今回も一括採決として取り扱ってよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そうさせていただきます。
議案第1号を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で議案第1号は、許可することに決定いたします。
以上で議案第1号を終わります。
次に

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1番は、2区画の住宅分譲のための申請でございます。

2番は、3区画の住宅分譲の申請でございます。

3番は、住宅建設のための申請でございます。

4番から7番までは、同じ〇〇による住宅分譲によるもので全28区画が予定されているものでございます。

8番は、借家として利用予定の隣接する農地を敷地拡張のための申請でございます。

以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第1号を終わります。

報告第2号 農地法第18条規定による許可申請について

議長 報告第2号の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。こちらは、議案第1号の13番案件でご説明した、〇〇さん離農によるものでございます。

以上です。

議長 このことについて何か質問はございますか。

(発言者なし)

無いようですので報告第2号を終わります。

報告第3号 非農地証明について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。4件いずれも市街化区域内のもので売買や住宅建替えのための登記地目整理が目的とする申請でございます。以上です。

議長 質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので、報告3号を終わります。

議長 それでは、報告を終わります。

これを持ちまして第2回総会を終了いたします。

閉会

以上